

令和元年度

事業計画

社会福祉法人

鹿児島市社会福祉協議会

〔基本方針〕

現在、わが国は国民の４人に１人が６５歳以上という超高齢社会を迎えており、鹿児島市においても、高齢化率は２６．０％（平成３０年４月現在）となっています。また、人口は減少傾向にあり、今後も急速に少子高齢化が進行していくことが推測されています。加えて、ライフスタイルや価値観の多様化、住民相互のつながりの希薄化など、地域社会を取りまく環境は大きく変化しており、地域における福祉課題はますます深刻化してきています。

そのような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、かねてから地域の中で、お互いに支えあい、助けあうといった思いやりの気持ちを醸成していくとともに、人々とのつながりや結びつきを深めていくような、きめ細やかな地域福祉が重要です。

鹿児島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本市のさまざまな福祉課題の解決や地域福祉の向上に積極的に取り組んでいく役割を担っています。

今年度は、新たに策定した令和元年度から３年間の「第４次地域福祉活動計画」を基本とし、福祉目標である「みんなでつくろう すみたいまち しあわせなまち かごしま」の実現に向けて、校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という。）や町内会、民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）など福祉活動を行う関係団体等と協力して、さまざまな事業や活動を地域の状況に応じて展開するとともに、鹿児島市との連携を緊密に図りながら、地域における福祉課題解決のために積極的に取り組んでまいります。

一方、介護保険事業における事業収入や共同募金の募金実績額の減などにより、極めて厳しい状況にある財政の健全化を図るため、引き続き「財政改善計画」に基づき、取り組んでまいります。

〔重 点 目 標〕

1 地域福祉活動の推進

地域が抱えるさまざまな福祉課題については、「第4次地域福祉活動計画」に基づき、校区社協、町内会、民児協、ボランティア・NPO、社会福祉施設などの団体とともに、引き続き、その解決に向けて地域福祉活動の拡充や福祉ネットワークづくりなどの事業に取り組んでまいります。

また、計画の円滑な推進のために、地域福祉活動計画推進委員会を開催し、着実に進行管理を行ってまいります。

2 校区社協活動への支援

地域における福祉活動の中心的役割を担う校区社協に対しては、新たな財源を活用して全世帯を対象とした活動助成を行い、活動への支援を拡充するとともに、引き続き広報紙作成や子育てサロンへの助成を行ってまいります。

また、校区社協連絡協議会が主催する研修会等に対しても、地域の課題発掘や地域福祉活動への理解が深められるよう支援してまいります。

このほか、地域コミュニティ協議会と校区社協との連携が図られるよう支援してまいります。

3 支部及び地域福祉館における地域福祉の推進

支部や地域福祉館を地域における福祉活動の拠点として位置づけ、小地域ネットワーク団体の登録や地域福祉支援ルームの運営を行ってまいります。

また、地域福祉支援員は地域福祉館等と連携して、地域福祉推進のため校区社協等の活動を積極的に支援してまいります。

地域福祉館では、福祉館イベントの開催や福祉相談等を行うほか、ひとり暮らしの方々や家に閉じこもりがちな高齢者など誰もが気軽に立ち寄れるサロンを引き続き実施してまいります。

そのほか、「福祉館だより」を定期的に発行し、地域福祉館の活動を地域住民へ情報提供してまいります。

4 ボランティア活動の振興

地域でのボランティア活動をより活性化させるために、出前講座などの各種講座を充実するとともに、市民の理解と参加意識を高めるため、「わくわく福祉交流フェア」（鹿児島市との共催）などの事業を開催してまいります。

また、児童生徒の福祉の心を育て、ボランティアに対する意識を高めるため、ボランティア推進校の支援に努めるほか、若い人達が活動に積極的に参加できるような環境づくりに努めてまいります。

さらに、ボランティア活動や健康づくりを通じて、元気な高齢者の生きがいづくりに寄与するため、引き続き高齢者いきいきポイント推進事業を実施するとともに、新たに元気高齢者養成講座を開催してまいります。

そのほか、災害時に備え、災害ボランティアの人材育成のための研修会や災害ボランティアセンターの運営訓練等を実施するとともに、円滑な復旧支援のための関係機関・団体との連携を図るなど、災害時の支援体制づくりに努めてまいります。

5 権利擁護の推進

鹿児島市から受託している成年後見センターにおいては、認知症や知的・精神障害等により判断能力が低下した方々に対して、適切に成年後見制度の利用につなげるための支援を行い、これらの方々が地域で安心して暮らせるように努めてまいります。

また、成年後見制度の広報啓発に努め、制度の理解・浸透を図ってまいります。

6 介護保険法及び障害者総合支援法関係サービス事業等の運営

要介護や要支援の高齢者の方々に対する介護保険サービス等や障害者の方々に対する障害福祉サービスの各事業については、利用者の信頼や評価が高まるようサービスの質の向上に努めてまいります。

なお、通所介護事業及び訪問入浴介護事業については、「財政改善計画」（平成30年3月策定）に基づき、本年11月末までに廃止いたします。廃止にあたっては、利用者への対応を優先し、移管先の事業所と連携を図りながら取り組んでまいります。

また、高齢者デイサービスセンター吉田の訪問給食事業については、令和元年度末をもって鹿児島市からの受託業務を終了します。

7 指定管理者制度導入施設の適正な管理

鹿児島市から指定管理者として受託している地域福祉館、高齢者福祉センター、心身障害者総合福祉センター及び吉田福祉センターについては、市民の方々が利用しやすい運営を行うとともに、その目的がより効果的に達成されるように適正な管理に努めてまいります。

8 共同募金運動への協力

鹿児島市共同募金委員会が行う共同募金運動については、町内会や校区社協、民児協など各福祉団体とともに協力し実施してまいります。

9 広報の充実

広報紙「かごしま市社協だより」やホームページの内容を充実させ、市民の方々に本会の活動や地域福祉に対する理解を深めてもらうとともに、本会の各種事業への積極的な参加や協力が得られるような広報に努めてまいります。

また、視覚障害者のための「音声版かごしま市社協だより」の発行や本会の事業をより理解してもらうための出前講座を引き続き実施してまいります。

10 本会の健全な運営

「財政改善計画」（平成30年3月策定）に基づき、事業の見直し、経費の削減に取り組むとともに、寄付金、会員会費、共同募金などの財源確保に努めてまいります。

また、寄付金の受入先として、新たに「地域福祉ささえ愛基金積立金」を設立し、企業等に積極的に広報を行い、寄付金の増収に努めてまいります。

11 職員の資質向上

職責や職務内容に応じた研修を実施するとともに、外部研修にも積極的に参加させ、職員の資質向上に努めてまいります。

〔主な実施事業〕

1 地域福祉活動の推進

- (1) 第4次地域福祉活動計画の進行管理
 - ① 推進委員会の開催

2 校区社協活動への支援

- (1) 校区社協連絡協議会への支援
 - ① 総会の開催
 - ② 幹事会の開催
 - ③ 各種研修会の開催
- (2) 各校区社協活動推進のための支援
 - ① 活動費の助成
 - ② 広報紙作成費の助成
 - ③ ふれあい子育てサロンの推進・助成
 - ④ 介護講習会の開催

3 支部及び地域福祉館における地域福祉の推進

- (1) 小地域ネットワーク活動への支援
- (2) ボランティア活動への支援
- (3) 福祉に関する相談、情報提供
- (4) 福祉館イベントの開催
- (5) 「福祉館だより」の発行
- (6) 地域福祉支援員活動事業（鹿児島市から受託）

4 ボランティア活動の振興

- (1) ボランティアセンターの運営
 - ① ボランティアコーディネート（橋渡し）の実施
 - ② ボランティア活動に関する情報の収集や提供、相談、支援
 - ③ ボランティア団体・個人登録の推進
- (2) ボランティア活動の啓発・推進
 - ① ボランティア活動推進委員会の開催
 - ② 研修会、各種講座等の開催
 - ③ 各種ボランティア活動の実施
 - 「ボランティアでまちを美しく」の実施
 - 「わくわく福祉交流フェア」の開催（鹿児島市との共催）
 - 学生ボランティア活動推進事業
 - ④ 高齢者いきいきポイント推進事業（鹿児島市から受託）
 - ⑤ 元気高齢者養成講座の実施（鹿児島市から受託）
 - ⑥ 元気高齢者等介護職場インターンシップ事業（鹿児島県社会福祉協議会から受託）

- ⑦ 「ボラセンだより」の発行
- ⑧ ボランティア活動保険助成
- ⑨ かごしまボランティア連絡協議会への支援
- (3) ボランティア推進校の支援
- (4) 災害ボランティア活動への支援

5 権利擁護の推進

- (1) 成年後見センターの運営（鹿児島市から受託）
 - ① 成年後見制度に関する相談及び利用支援
 - ② 成年後見制度に関する広報及び啓発
 - ③ 関係機関との連携

6 介護保険法及び障害者総合支援法関係サービス事業等の運営

- (1) 介護保険法関係サービス事業等の運営
 - ① 居宅介護支援事業
 - ② 訪問介護事業（生活支援サービスを含む。）
 - ③ 訪問入浴介護事業〔11月末までに廃止〕
 - ④ 通所介護事業（生活支援サービスを含む。）〔11月末までに廃止〕
 - ⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業（予防型訪問介護、生活支援型訪問介護、予防型通所介護及びミニデイ型通所介護）
 - 〔予防型通所介護及びミニデイ型通所介護は11月末までに廃止〕
 - ⑥ 介護認定調査事業（鹿児島市から受託）
- (2) 障害者総合支援法関係サービス事業等の運営
 - ① 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護及び同行援護）
 - ② 障害者移動支援事業

7 心身障害者(児)福祉活動の推進

- (1) 重度身体障害者等入浴事業（鹿児島市から受託）〔11月末までに受託終了〕
- (2) 地域活動支援センター事業（鹿児島市から受託）
 - ① 機能訓練
 - ② 各種講座等開催
- (3) ことばの発達指導事業（鹿児島市から受託）
- (4) 福祉機器リサイクル事業（鹿児島市から受託）
- (5) ゆうあい訪問給食事業（鹿児島市から受託）〔吉田は令和元年度末で受託終了〕
- (6) 在宅重度中度心身障害児に対する見舞金贈呈

8 高齢者福祉活動の推進

- (1) 高齢者安全杖有償提供事業
- (2) 老人クラブへの助成
- (3) 生活支援ホームヘルプサービス事業
- (4) 心をつなぐ訪問給食事業（鹿児島市から受託）〔吉田は令和元年度末で受託終了〕

- (5) 愛のふれあい会食事業（鹿児島市から受託）〔吉田は令和元年度末で受託終了〕
- (6) 在宅の寝たきりの高齢者に対する見舞品贈呈

9 福祉コミュニティセンターの管理運営

- (1) 高齢者・障害者温泉入浴サービス
- (2) 各種講座等の開催
- (3) 会議室等の貸出し

10 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金貸付・債権管理強化推進事業（鹿児島県社会福祉協議会から受託）
（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金）

11 鹿児島市から指定を受けた指定管理者制度導入施設の管理運営

- (1) 高齢者福祉センター7館
- (2) 心身障害者総合福祉センター
- (3) 吉田福祉センター
- (4) 地域福祉館41館

12 共同募金運動への協力

13 広報の充実

- (1) 広報紙「かごしま市社協だより」の発行、ホームページによる情報提供
- (2) ホームページの充実
- (3) 音声版「かごしま市社協だより」の発行
- (4) 鹿児島市広報紙（かごしま市民のひろば等）や報道機関等の活用
- (5) 出前講座の開催

14 職員の資質向上

- (1) 各種研修の開催（救急救命、個人情報保護、出張報告等）
- (2) 外部研修への参加（中堅職員、監督職員研修、相談員研修等）
- (3) 職員提案制度の実施